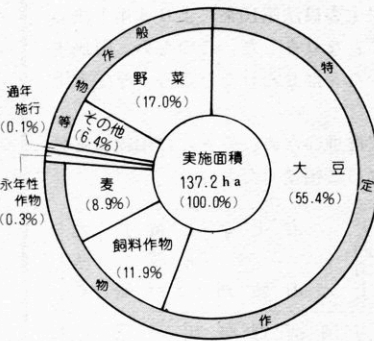


区分	基本額 (平均)	転作定着化推進加算	
		第1種加算	第2種加算
転作奨励補助金			
永年性作物 (転換畑を含む)	果樹(植栽後5年以内のもの) その他の木本性作物等(植栽後3年以内のもの) 転換畑(5年以内のもの)	50,000円	20,000円 10,000円
特定作物	大豆、飼料作物、麦、そば、ハトムギ	42,000	20,000 10,000
一般作物等	特定作物、永年性作物以外の作物等	27,000	15,000 10,000
	野菜	22,000	15,000 10,000
管理転作金	転作の場合	27,000	15,000 10,000
奨励補助金	保全管理の場合	22,000	- -
土地改良通年施行補助金 (うち特別豪雪地帯)	土地改良事業の通年施行を実施した場合	22,000 (25,000)	- -

(注) 第1種加算と第2種加算の重複交付は出来ません

## 第三期目に入った 水田利用再編対策 ～大幅に見直された 奨励金・制度内容～

58年度転作等実施面積



昭和五十三年度からスタートした水田利用再編対策も、昭和五十九年度から第三期(五十九、六十年)に入り大きな正念場を迎えました。第一、二期におきましては、農家のみなさんの深いご理解ご協力により目標を達成することができました。

近年の連続不作にもかかわらず米の需給動向は、需要を大幅に上回るものと見込まれ、また、新しく適正な在庫水準を確保するため在庫増しを計画的に実施する中で六十万ヘクタール(全国レベル)の転作等目標面積が設定されました。

話し合いで、収益性を高めよう

- 一、奨励補助金の基本額が大幅に改正され、永年性作物を除き、一律八千円減額。(土地改良通年施行補助金は一万三千円減額)
- 二、現行の加算制度が見直され、新たに転作定着化推進加算が創設されました。

- 団地化加算  
計画的に転作田の団地化を図



るもので第二期の要件と同様に、転作田がほぼ完全に地続き・三ヘクタール以上(ただし一ヘクタール以上の団地が集落内転作田の三分の二以上も可)。原則として作物が三作物(一ヘクタール以上団地では二作物以内)等とまりのある連坦団地。

○ 集落恒久転作加算

地域ぐるみの話し合いにより、集落内の水田の二分の一以上の水田を計画的、かつ恒久的に畑転換するもの

(二) 第二種加算

○ 集落転作加算

集落の農家で組織する転作営農組合(仮称)等を設立し、転作田の農作業を組合で行うか組合の調整の下で中核農家等が行う場合。

○ 地域特産作物加算

一般作物の中から町が指定した一品種(県と協議中)

○ 高度利用加算

転作田が表作、裏作ともに利用されていること(この場合集落の転作田の利用率が一五〇%以上であること)

○ 特認加算

現在、県において農政局と協議中。

制度内容が改正されました

一、従来の青刈稲が飼料用青刈稲となり特定作物から一般作物扱いとなります。(作付する場合は事前の協議が必要です。)

また、ホールクローブサイレージ用稲(糊熟期又は黄熟期のものに限り)が新たに特定作物扱いとなります。(この場合、県の許可が必要となりますので事前に申出てください。)

二、転換畑(転作等により水稲の作付けが不可能になった水田)における転作については、奨励補助金の交付期間が五年に限定され交付されます。

三、水田の有効な利用を図るなどの観点から、新たに他用途利用米(通称(粳)米と呼ぶ。)を生産することになりました。昭和五十九年度中に従来の過剰米の処理が終了することが見込まれており、加工原材料用(みそ・せんべい・米粉等)の米穀を確保するため、一俵当りおおむね一万円程度です。また他用途利用米の生産面積は、平均収量等で面積換算の上、転作面積として取り扱われます。

第三期の概要については以上ですが転作の実施は、地域ぐるみの話し合いで収益性を高めることと余分な転作は避け良質米の増収に努めましょう。

共同利用機械を利用しよう

農協には、転作促進特別対策

転作等面積および限度数量等一覧表

年度	転作等目標面積 (ha)	転作等実施面積 (ha)	限度数量	
			事前出荷数	割当数
第一期	53	70.0	36,164	40,388
	54	70.0	36,164	39,874
	55	102.5	129.3	34,296
第二期	56	126.6	33,399.5	34,797
	57	126.6	33,399.5	34,163
	58 (見込)	122.9	137.2	33,399.5
第三期	59	122.1	33,807	(?)
	61	122.1	(?)	(?)

事業などで導入した共同利用機械があります。

- 排水対策用  
バックホー、トレンチャー、サブソイラー。
- 整地用  
管理機
- 病害虫防除対策用  
動力噴霧機
- 大豆対策用  
脱粒機・選粒機

また、グループや営農集団等で転作を行う場合は補助事業や融資制度等もあります。

水田利用再編対策の詳細については、役場経済課または農協指導利用課でお問い合わせください。